

芽室町の指定管理に係る「指定管理委託料」と「リスク分担」の考え方変更点

1. 経過

“芽室町の指定管理に係る「指定管理委託料」と「リスク分担」の考え方”及び“「指定管理委託に係る燃料費補てん」の考え方”においては、それぞれ平成 19 年、20 年に策定したものであり、現在までに 10 年以上経過している。この間、社会情勢の変化等があり、現行の運用に則した考え方となっているか検証を行った結果、制度運用において 2 に掲げる点を変更すべきと判断し変更するものである。なお、本変更において、従来の 2 つの考え方を統合するものとする。

2. 変更点のポイント

(1) リスクの定義の明確化

制度運用上の基本とするため、「リスク」、「リスク管理」及び「リスク分担」の定義を明確化することにより公の施設の所管課及び指定管理者が共通認識のものと事象が起きた際の判断に資するようにする。

(2) リスクの分担

① 物価変動

国内企業物価指数（日銀）によると 2020 年度を 100 とすると 2022 年 7 月期では、114.5 と 14.5 ポイント上昇している。また、人件費（最低賃金）においては 2016 年と 2022 年度を比較し 17 ポイント上昇している。

H28 年に策定した“芽室町の公の施設に係る指定管理者制度運用基本方針”において指定管理期間を 5 年とすることを基本とすることとしており、燃料費のみならず、昨今の物価変動が収支計画に多大な影響を与える可能性があることから物価変動に係るリスク分担を見直しする。

② 税制度

消費増税を含む税制変更と事業所に係るものを細分化する見直しを行う。

③ 不可抗力

コロナ禍の事態も踏まえ“伝染病・感染症”を追記する。公の施設の閉鎖時に利用料金制を導入している公の施設では指定管理者の収入減につながることからリスク分担を明記する。また、リスクの定義からも不可抗力時の指定管理者のリスク負担も明記する。

④ 施設・設備の損傷

公の施設が老朽化しており、その施設・設備の損傷の可能性が高まってきている。指定管理者の裁量を増やし迅速な対応及び安全な施設サービス提供を行うことを目的に考え方の変更を行う。加えて責任区分を細分化している。大規模な改修や建物の構造上の補修、資産価値を高めるような補修は本来、町が行うべき事項であるが、工事内容による区分をした際に曖昧な部分があり混乱をきたす恐れもあることから金額により区分しようとするものである。60万円の基準ラインについては、税法上の修繕費（損金）と資本的支出の基準を準用しようとするものである。なお、従前の10万円基準から基準を引き上げしているが、実情に合わせ公の施設ごとに指定管理者と町が協議し「年度協定書」において定めるものとする。